

小黒敬三議長の不信任決議

本議会は、浪江町議会議長小黒敬三君を信任しない。

以上決議する。

平成 26 年 7 月 23 日

福島県浪江町議会

理由

小黒敬三議長は本来、地方自治法第 92 条の 2 の趣旨である行政運営・議会運営の公平性を求められているにもかかわらず法令遵守がなされなかった。

浪江町議会は先に行政運営・議会運営の公平性と議員の「兼業禁止」問題に対する声明を発表し、公平・公正な行政運営という立場から議員の兼業禁止の根本精神が根底から損なわれたものと判断するとした。

さらに議会声明では請負量の金額の問題や「主として同一の行為をする法人」に当たるか当たらないかという判例や行政実例などに基づく前に、議員としての倫理性や綱紀粛正を持つべきことが住民の負託に応えるべき前提となるとした議決を行った。

(株)小黒設備工業は、小黒敬三議長自身が営利を目的として出資した会社であり、過去には代表取締役を勤め、今般の事案の発覚時は取締役会長を勤めていた会社である。自らの営利と密着していることは紛れもない事実である。

このような会社において、浪江町から仮契約といえども工事を受注しておきながら、浪江町の議員であること、特に議長という要職兼ねることについては、職務執行の公正、適正を疑わせることは明らかである。

また、小黒敬三議長は平成 13 年 4 月の浪江町議会議員初当選以降、(株)小黒設備工業の取締役就任しており、公職選挙法にも抵触していると疑いがあったこと、この状況にありながら平成 25 年 5 月 8 日に議長という要職に就いていたこと、(株)小黒設備工業が 6,195 万円という高額な工事について浪江町と仮契約に至ったことなど、議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っていると判断せざるを得ないものである。

これは、町民の負託を受けた議会への信頼と名誉を損ね、町民の期待を裏切るものであり、議員としての政治的、道義的責任を免れず、議会制民主主義と

良識の府である町議会にとどまることは町民感情からしても許されるものではない。

今回の、一連の小黒敬三兼業禁止規定違反問題については本人自身が議長職にあり、議会の混乱を招いた。また、町民の負託を受けた議会への信頼と名誉を著しく損ね、町民の期待を裏切るものであり、議長としての政治的、道義的責任を免れず、また議会制民主主義と良識の府である町議会の議長にとどまることは町民感情からして許されるものではない。

よって、浪江町議会は議会の権威と品位の保持と議員の職責に鑑み、小黒敬三議長の不信任を決議するものである。